

Vectorworks 教育機関向けライセンス導入サポートのご案内

Vectorworks 教育機関向けライセンス導入サポートは、Vectorworks 教育機関向けライセンスの導入時にテクニカルサポートを受けるための年間保守サービスです。

本製品に Vectorworks の操作サポートは含みませんが、ご購入いただくことで、セットアップや起動に関するご質問などを承らせていただきます。

名称	Vectorworks 教育機関向けライセンス導入サポート
サポート方法	電話、または、メールでのお問い合わせによるサポート
サポート内容	<ul style="list-style-type: none">導入時のインストール方法ライセンスの基本設定ライセンス管理ソフトウェアに関する機能説明 <p>Vectorworks の操作サポートはお受け出来ません。</p>
サポート期間	1 年間 サポート開始日はお申込月翌月 1 日からです。
価格	55,000 円(税込) メーカー型番 : EDLS01

次ページの申込書に必要事項をご記入の上、[Vectorworks 取り扱い販売店](#)、または [Vectorworks Japan Store](#) へお申し込みください。

09_Vectorworks教育機関向けライセンス導入サポート申込書

本申込書は、Vectorworks教育機関向けライセンス導入サポートを希望される場合に必要です。

＜ご注意＞

- ・ユーザー情報はライセンス申請時と同じ情報を記載してください。
- ・導入サポートの契約期間は1年です。
- ・本サポートはライセンスセットアップサポートのみとなります。操作サポートはお受け出来ません。

サポート開始希望日	2026 年 月 1 日より1年間
-----------	-------------------

※開始希望日がある場合は記載してください。

※サポート開始日はお申込月翌月1日からです。

※ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。

Vectorworksカスタマーポータル ユーザー名

OASIS 認定校No	
----------------	--

※OASIS認定校の場合は記入してください。OASIS認定校でない場合は空欄でご提出ください。

■ 教育機関向けライセンス申込後にサポート契約を申し込む場合はサポート対象のVectorworkのシリアル番号を記載してください。

Vectorworkの シリアル番号 下6桁	
------------------------------	--

※教育機関向けライセンスと同時申込の場合は空欄でご提出ください。

※ライセンス取得後のサポート開始となります。サポート開始希望日までに必ずライセンス取得してください。

■ ユーザー情報記入欄（ライセンス申請時と同じ情報を記載してください）

学校名									
学部名									
学科名									
研究室名 (研究室で導入の場合のみ)									
フリガナ					電話番号		-		-
担当者名	姓		名						
メールアドレス									

■ 販売会社情報 記入欄（ご商談担当）※必須項目

会社名											
部署名					氏名(担当者)						
メールアドレス											
住所	〒		-								
電話番号		-		-		FAX番号		-		-	

●個人情報の取り扱いについて●

お客様から収集させていただいた個人情報は次の目的で利用させていただきます。

購入資格の有無、登録ユーザー様の認証、無償アップデート、ダウンロードサービスやサポート、各種情報の提供など、サービス向上や新サービスの開発・各種統計データの作成：統計処理した結果は自社内でのみ利用します。弊社の個人情報保護方針につきましては次のサイトでご確認ができます。→ <https://www.vectorworks.net/ja-JP/legal/privacy>

※ベクターワークスジャパン事務欄

発行	受付	確認	承認	発注	発送	備考
----	----	----	----	----	----	----

Vectorworks 教育機関向けライセンス導入サポート利用規約

Vectorworks教育機関向けライセンス導入サポート利用規約（以下、本規約）は、お客様とベクターワークスジャパン株式会社（以下、当社）との間で締結されます。Vectorworks教育機関向けライセンス導入サポート（以下、本サポート）を利用するにあたっては、所定の申込書（以下、申込書）をご提出いただくと共に、本規約のすべてに同意いただかなければなりません。

第1条 目的

第1項 本規約は、Vectorworks, Inc.が提供する汎用 CAD・BIM ソフトウェア「Vectorworks（以下、本ソフトウェア）」の導入サポートを当社がお客様に対して実施するための基本的な条件をお客さまと当社の間で取り決めるることを目的とします。

第2条 前提条件

第1項 お客様が本サポートの提供を受けるにあたっては、Vectorworks 教育用使用許諾契約書に同意の上、「Vectorworks 教育機関向けライセンス（以下、本ライセンス）」を付与されていることを条件とします。

第2項 サポートに関する条件は、本規約のほか当社が提供する本サポートに関する Web サイトに掲載する本ソフトウェアのサービス・サポート条件に記載の条件が適用されるものとします。

第3条 利用契約の成立

第1項 お客様は、本規約の内容に同意の上、必要事項を記載した当社所定の申込書を、当社または当社の販売店に提出するものとします。当社が当該申込書を受理し、お客様に「Vectorworks 教育機関向けライセンス確認書（以下、確認書）」を送付するものとし、当該確認書の送付をもって、お客様と当社との間で本サポートの利用契約が成立するものとします。

第2項 前項による申込書の提出が行われた時点で、お客様は本規約に同意したものとみなします。

第3項 当社は、確認書に記載されたサポート開始日より 1 年間（以下、提供期間）、本規約で定めるサポートを実施するものとします。

第4条 サポート内容

第1項 当社がお客様に対して実施する本サポートの内容は、次に定める通りとします。
1 インストール、サーバーでのライセンス基盤設定など、本ソフトウェアを起動するために必要な電話によるテクニカルサポート（以下、コールサポート）を提供します。コールサポートは、当社指定の受付時間に利用できます。受付時間は当社が提供する本サポートに関する Web サイトに記載されます。

2 インストール、サーバーでのライセンス基本設定など、本ソフトウェアを起動するために必要な操作について Web 上から常時受付可能な問い合わせフォームを当社の Web 上で提供します。

3 本ソフトウェアの Update（アップデータ）またはバージョンアップ提供に関する情報、または本ソフトウェアの深刻な障害に関する情報などを email、または当社が提供する本サポートに関する Web サイトにて通知します。

第2項 お客様が本ソフトウェアを Update（アップデータ）またはバージョンアップされた場合、Update（アップデータ）またはバージョンアップ後の最新バージョンが本サポートの対象となります。

第3項 本サポートは日本語のみ対応可能です。

第4項 本サポートの提供にあたって、お客様は、当社に対して質問の対応、またはトラブルの原因究明に必要な情報（トラブルの現象または再現性、システム環境設定情報など）を提供するものとします。

第5条 利用料金

第1項 本サポートの利用料金（以下、利用料金）は、当社または当社の販売店が別途提示するものとします。

第2項 お客様は、当社または当社の販売店からの請求に基づき、利用料金およびこれに対する消費税等相当額を、別途合意する支払い条件により支払うものとします。

第6条 対象外事項

第1項 以下は本サポートの対象外となります。

1 本ソフトウェアを使用した CAD オペレーション（作図、モデリング、レンダリング、データの入出力、他）、および運用のための教育。

2 お客様が本ソフトウェアを当社指定の動作環境外（お客様固有の特殊な動作環境も含まれます）で使用した場合におけるサポート。

3 お客様先に訪問してのサポート。

4 お客様の PC をお預かりしての原因調査。

5 本ソフトウェア以外のソフトウェア、OS に関する一切のサポート。

6 第三者製品に起因する障害の対応。

第2項 本サービスの利用に伴い、第三者のサービスや通信料金の支払い義務が発生する場合は、お客様の負担となります。

第7条 不可抗力

第1項 天変地変等の不可抗力その他当社の責によらない事由により、当社が本サポートの全部または一部を履行できない場合にお客様に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

第8条 免責

第1項 当社は本ソフトウェアのバグや瑕疵、およびサポートの停止（理由の如何を問わない）により、本ソフトウェアが利用できることに起因して、お客様に生じた直接または間接の損害（逸失利益を含む）について、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第2項 本規約に基づく本サポートの提供は、本ソフトウェアの正常稼働についていかなる保証をするものではありません。

第3項 当社は、お客様のデータや動作環境を復旧せることについて、いかなる責任も負わないものとします。

第4項 当社は、本サポートの結果、お問い合わせがあった障害や不明点をすべて解消することを保証するものではありません。

第9条 解除

第1項 提供期間にあっても、当社は、お客様が本規約の定めに違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を改めない場合、何ら通知なくして本規約を解除し、本サービスの提供を終了させることができるものとします。

第2項 提供期間にあっても、当社は、お客様に次の各号の一つに該当した場合、何ら催告なくして直ちに本規約を解除し、本サポートの提供を終了させることができるものとします。

1 申込書に記載されている情報に虚偽があった場合。

2 当社および本ソフトウェア、または当社の Web サイトを侵害し、あるいは信用を害する行為があった場合。

3 当社が提供する情報を不当に使用した場合。

4 当社および業務に従事する者に対し、著しく名譽もしくは信用を毀損する行為、またはその恐れのある行為があった場合。

5 お客様が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当する、またはその恐れがある場合。

6 犯罪行為または犯罪に結びつく行為、またはその恐れのある行為があった場合。

7 第三者または当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為があった場合。

8 第三者または当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為があった場合。

9 その他の法律、法令または条例に違反する行為、またはその恐れのある行為があった場合。

10 その他、当社が不適切と判断する行為があった場合。

第10条 解除時の措置

第1項 本規約が提供期間の満了前に中途解約、解除またはその他の理由により終了した場合であっても、当社および当社の販売店は、受領済みの利用料金をお客様に返金する義務を負わないものとします。ただし、当社の都合、その他当社の責に帰すべき事由により本規約が提供期間の満了前に終了した場合は、この限りではないものとします。

第11条 ライセンス保有者情報

第1項 お客様は本サポートの利用に関して、問い合わせを行う場合には申込書に記載された「担当者」を通じて行うものとし、当社は「担当者」以外からの問い合わせは受け付けないものとします。

第2項 お客様は、お客様の住所、担当名、メールアドレスなど申込書に記載された内容に変更があった場合、すみやかに、当社へ指定のメールアドレスまたは電話番号から通知する必要があります。

第12条 譲渡禁止

第1項 お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させ、もしくは担保の用に供してはならないものとします。

第13条 個人情報の利用

第1項 当社は、お客様が当社に登録したユーザー情報に関する個人情報（個人情報保護法に定めるものをいう）を、本サポートの提供の目的のために利用し、また、当該目的のために必要な範囲で第三者に開示することができるものとし、お客様はこれを了承するものとします。

第2項 当社は、ユーザー登録した個人情報を、「プライバシーポリシー」に従い、適切に取り扱うとともに、当該目的以外の目的への利用を行わないものとします。

第14条 サポート情報内容の帰属

第1項 サポートのものとお客様と当社の間で交換される情報、およびこれにかかる技術、知識の情報などは、当社に帰属するものとし、当社はお客様の承諾なしにこれらを使用、再利用、変更、複製、販売などを行なうことができます。

第15条 本規約の改廃

第1項 当社は、30 日前までに email または当社 Web サイトへ変更後の利用規約の内容を掲載し周知することで、本サービスの内容、および本規約の内容を変更または追加することができるものとします。

第2項 お客様は、変更後の本サービスの内容または本規約に同意できない場合、前項に定める変更後の利用規約が適用される日までの間、当社が定める方法により、本サポートを解約できるものとします。その場合でも、当社および販売店は受領済みの利用料金を返金しないものとします。

第3項 お客様が前項の定めに従い、利用規約を解約しない場合、お客様は変更後の本サービスの内容、および本規約に同意したものとみなされます。

第16条 協議

第1項 本規約各条項の解釈につき疑義が生じた事項については、お客様および当社は、誠意をもって協議し、取り決めるものとします。

第17条 合意管轄裁判所

第1項 本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 準拠法

第1項 本規約の解釈、適用については日本法を準拠法とします。

以上